

令和5年

第7回農業委員会総会議事録

令和5年7月6日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事（議案第1号から第3号）  
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1番	樋上	豊	2番	白山	一男
3番	土合	正夫	4番	帯刀	眞理子
5番	浅井	満	6番	城石	美枝子
7番	金	賢志	8番	炭谷	一三
9番	森	敏朗	10番	進藤	久司
11番	栗山	信治	12番	北田	幹夫
13番	明石	茂	14番	末永	久義
15番	林	康弘	16番	高橋	吉博
17番	前田	進	18番	竹内	正治
19番	永森	薫	20番	高口	宗範
21番	稲垣	潔	22番	山崎	善夫
23番	堀	正	25番	小川	博行

欠 席 委 員（1人）

24番 有沢 敏博

## 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について  
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について  
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

## 事務のために出席した事務局職員

### 射水市農業委員会事務局

事務局長	村中 一也	主 査	村下 哲也
主 査	高木 淳也	主 事	新保 有紗

### 射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

## 会議の概要

開会時刻 午後1時52分

### 議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第7回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、24番 有沢委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

### — 議事録署名委員の指名 —

### 議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「18番 竹内委員」「19番 永森委員」を指名いたします。

### — 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

小川委員

申請番号24番、25番について、経営面積は同じ数字が入っている。そのことについて説明してほしい。

事務局（高木）

今年4月から5反要件が撤廃となった。射水市の運用としては、1,000㎡に満たない方が農地を取得する際には申請書と一緒に経営計画書を提出していただいている。今回は同一世帯であるので、同じ数字が入っており、面積が1,000㎡を超えているので経営計画書は提出してもらっていない。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号14番について、土合委員から説明をお願いします。

土合委員

議案第2号の申請番号14番について説明します。

申請人の受人は、主に土木建築工事の施工及び請負、農作物の生産・加工・販売等を目的として平成28年に会社を設立しました。今回の申請地において、当初は竹の子加工施設等の建設を予定していましたが、コロナ下において建築資材の高騰等の影響から資金繰りの面で調整が付かず、建設を断念せざる得ない状況となりました。

加えて、高岡土木センターから申請地内にある既存の事務所、資材作業所及び倉庫が違法建築物であり、撤去の指導を受けたことから農地法及び都市計画法等に違反している事実が判明しました。令和2年頃に無断で建築してしまい、関係法令に対する理解と認識が足りなかったとはいえ、関係者は農地を無断転用した事は違法行為であり大変軽率な行動であったと深く反省

しているところです。

こうした違法状態を解消し是正するに当たり、本社を移転する検討を重ねた結果、このたび〇〇地内にある工場跡地へ移転する運びとなりました。ですが、移転先の敷地では資材置場を十分に確保することができないため、今回の申請地において資材置場等を整備するものです。当然ではありますが違法建築物については早急に取り壊し、今後は適法に建設業の業務を遂行していく旨や周辺農地に対する土砂の流出や影響を及ぼさないことを誓約しております。また、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号15番、20番について、進藤委員から説明をお願いします。

進藤委員

議案第2号の申請番号15番について説明します。

申請人の受人は、平成7年に主に一般土木建築工事業を目的として創業しました。平成27年に現在所有している加茂中部に資材置場を取得し、12名だった従業員も現在18名となり業績も好調です。既存地では、土砂を碎石や山砂、川砂等種類ごとに山積みしてあり、トラックや重機も出入りする上に、作業スペースとしても利活用している状態です。しかし、既存の資材置場では従業員の駐車場も兼ねていることから、現状手狭な状態であり、土砂を通路や旋回スペースに置かなければならず、業務に支障を来しております。このたび、資材置場を整備・拡充し、効率的に業務を遂行するため、新たな資材置場を取得する計画に至りました。

申請においては、業務効率や大型車両が通行可能な道路沿いになる旨を考慮した上で、既存地から半径100メートルの範囲内で検討を重ねた結果、既存の資材置場に隣接している申請地が適地と判断しました。

資材置場の拡張においては、擁壁を設け周辺に被害が及ばないこととします。また、雨水については敷地内に自然浸透させるとともに、排水については接続しない計画としています。土地改良区や農林振興センターとも協議済みで、地元関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第2号の申請番号20番について説明します。

今回の申請地の北側には以前から1.3メートルの農道があり車両での通行は不可能で、耕作するには不便であることから地元から道路整備を陳情していた経緯があります。そうした中、県が事業主体となる〇〇地区水路整備に伴い、工事に際し車道幅が約4メートルの工事用道路が整備されました。地元とすれば、工事が完了した後も取り壊さずにこの道路を利活用できないかと県へ要望したところ、思いを汲んでいただき存続できる運びとなりました。農道を構成する農地の内、申請地の以西においては所有者との協議の上、分筆することなく使用することに合意されましたが、渡人である〇〇氏は無

償で贈与したいとの意向があります。

今回の転用目的が公衆用道路（農道）であり、道路の維持管理は地元で担うことを前提に、水路の所有者でもある〇〇土地改良区から所有する旨を承諾されています。今回の経緯が通常の転用手続きとは異なるとは言え、転用許可を受ける前に無断転用した事に変更ではなく、関係者一同大変軽率な行動であったと深く反省しているところです。

道路の維持管理については、土砂の流出や周辺農地に対して影響を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号16番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第2号の申請番号16番について説明します。

申請人は、現在射水市内の共同住宅で妻・娘と3人で生活しており、子供の成長とともに共同住宅では手狭になることに加え、夫婦共働きであることから将来的な子育ての協力を親に仰ぎたいとの思いがありました。そうしたことから、申請人の実家である〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

なお、〇〇夫婦において所有する土地もなく、実家敷地では住宅を建設するスペースを確保できないことから、〇〇地区周辺で検討を重ねた結果、申請人の父が所有する農地を利用計画相当分の面積で土地を分筆し住宅を建築するものです。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや近辺の耕作地及び農業施設への影響に細心の注意を払う旨を誓約していますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号17番について、浅井委員から説明をお願いします。

浅井委員

議案第2号の申請番号17番について説明します。

申請人の受人は、平成16年に〇〇市内で創業し、平成25年に〇〇地内に本店を移し、主に建設業、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業を営んでいます。業務の拡大と産業廃棄物の種類増加により資材置場が不足していることに加え、資材置場を従業員の駐車場としても利活用しているため既存地だけでは手狭であり、業務にも支障を来しております。そこで、効率的に業務を遂行するため、新たに従業員駐車場を取得する計画に至りました。

申請においては業務効率を考慮した上で、既存地から半径100メートルの範囲内で検討を重ねた結果、既存地の北西側に位置している申請地が適地と判断し、このたび所有者7名からも譲り受けることを承諾されています。

駐車場として新たに整備するに当たり、擁壁を設け、申請地をアスファル

ト舗装した上、雨水を北側の水路に流すことで周辺に被害が及ばないことを誓約しています。あわせて、地元や関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号18番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号18番について説明します。

申請人である〇〇氏は、現在〇〇地内の賃貸マンションにて妻と2人の子供と4人で生活しています。子供の成長とともに現在の住居では手狭になることに加え、夫婦共働きであり〇〇氏の勤務先は〇〇市内、妻の勤務先は射水市内で交通利便性から〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

また、〇〇夫婦並びに両親において所有する別の土地はなく、市内〇〇にある〇〇氏の実家での同居について検討を重ねましたが、駐車場の確保などから実現が困難であり、子供たちの就学に係る文教施設等から申請地が適地と判断したものです。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、擁壁を設置し周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨も誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号19番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の申請番号19番について説明します。

申請人である〇〇氏は、〇〇地内において令和3年5月から整形外科医院を開業しています。来院数は一日平均約150人で、開業以来、来院数は増加しており地域においても医療貢献されている状況です。

そうした要因から、令和4年4月には、今回の申請地東側を駐車場として転用許可を受けていますが、本年3月にはリハビリ室等を増床したことから、医療従事者も増員されており現在駐車場の確保が困難な状況です。来院のピーク時には、農道などに10台以上の来院者の車が溢れてしまい、近隣にも影響が出始めています。

こうしたことから、申請地において24台分の駐車場を新たに確保するものです。医院の近隣において非農地として駐車場の確保に努めましたが困難であったことから、今回の申請地が適地と判断したものです。

駐車場の整備においては、法面を設置する等、隣接地への土砂流出及び周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨も誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）



以上、意見を述べていただきました。  
これより、本議案についての質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。  
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

永森委員

101番の借り手であるジャパン・カルチベート・コーポレーションは何をやっている会社か。

事務局（村下）

今年の4月に法人化した新しい会社で、流通団地にジャパン・フラワー・コーポレーションという花まつを運営している会社がありますが、その関連会社です。現在、サツマイモやヒマワリを作付していらっしゃいます。主に園芸作をやっておられまして、そこで収穫したものやヒマワリ等につきましては、花まつで販売する計画を立てられています。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。  
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

- 1 次回開催場所と時刻について
  - ・開催日 令和5年8月7日(月)午後2時から
  - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
  
- 2 配布資料
  - ・農業委員会委員募集要項(案)について
  - ・令和5年度農地利用状況調査について

議 長

署名委員

署名委員